

佐世保市地方独立行政法人の
業務実績に関する評価実施要領

佐世保市
(令和6年3月改訂)

1 はじめに

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項の規定に基づき、佐世保市が実施する、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院（以下「法人」という。）に対する業務実績に関する評価の実施にあたっては、以下に示す方針及び要領等によるものとする。

2 ことばの定義（略称表記）

- (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）
- (2) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例（以下「条例」という。）
- (3) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）
- (4) 各年度の業績評価（以下「年度評価」という。）
- (5) 中期目標、中期計画期間の終了前の見込による業績評価（以下「目標期間見込評価」という。）
- (6) 中期目標、中期計画期間の終了後の業績評価（以下「目標期間評価」という。）

3 評価の基本方針

評価の区分は法第 28 条第 1 項各号に基づき、中期目標、中期計画及び各年度計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行い、評価を通して、中期目標、中期計画及び各年度計画の達成状況や取り組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。また、評価を通して、課題や改善点を抽出することで次年度の取組みや次期中期目標に反映させることとし、持続可能な医療提供体制の構築を図るものとする。

- (1) 業務実績評価報告書（年度評価）

当該事業年度における年度計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務実績の全体について総合的に評価するものとする。

- (2) 業務実績評価報告書（目標期間見込評価）

当該中期目標期間の見込時点での実績を踏まえ、中期目標期間終了までの見込を立てて、その業務実績の全体について見込による中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価するものとする。

- (3) 業務実績評価報告書（目標期間評価）

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、当該中期目標の期間における業務実績の全体について総合的に評価するものとする。

4 業務実績評価報告書を構成する項目の定義

- (1) 大項目は、法第 25 条第 2 項に定めのある事項とする。
- (2) 中項目及び小項目は、大項目を達成するために各法人で定める事項とする。

5 評価の手順

- (1) 法人による数値目標を設定した項目評価（定量評価）（5～1の5段階評価）
- (2) 法人による小項目評価（S～Dの5段階評価）
- (3) 佐世保市による小項目評価（S～Dの5段階評価）
- (4) 佐世保市による大項目評価（S～Dの5段階評価）
- (5) 佐世保市による全体評価（S～Dの5段階評価）

6 評価の具体的方法

(1) 法人による数値目標を設定した項目評価（定量評価）（5～1の5段階評価）

- ・ 法人は、数値目標の達成状況について、下表により5段階評価する。
- ・ 法人は、実績が低い方が良いとされているものについては、別紙「実績が低い方が良くとされている項目の達成状況算定について」を参照し評価する。
- ・ 法人は、目標を達成できなかった指標（1～2点）については、その理由及び改善策を記載する。
- ・ 法人は、特記事項として、特色ある取組みや法人運営を円滑に進めるための工夫などを自由に記載することができる。

評価点数	判 断 基 準
5	目標値の120%以上を達成している場合
4	目標値の100%以上120%未満
3	目標値の80%以上100%未満
2	目標値の60%以上80%未満
1	目標値の60%未満

※ 判断基準となる達成状況の%表示数値の小数点以下第2位を四捨五入

(2) 法人による小項目評価（S～Dの5段階評価）

①定量評価（数値目標を設定した項目）

- ・ 法人は、(1)で行った評価（点数化）を集計し、平均点を算出したうえで、下表により5段階評価する。

評価区分	判 断 基 準
S	当該小項目における数値目標評価集計の平均点が 5点の場合
A	当該小項目における数値目標評価集計の平均点が 4点の場合
B	当該小項目における数値目標評価集計の平均点が 3点の場合
C	当該小項目における数値目標評価集計の平均点が 2点の場合
D	当該小項目における数値目標評価集計の平均点が 1点の場合

※ 平均点は小数点以下第1位を四捨五入

②定性評価（数値目標の設定が困難な項目）

- 法人は、数値目標の設定が困難な項目については、達成状況を文章等により記載し、下表により5段階評価する。
- 法人は、定性評価が「C～D」となった場合に、その理由及び改善策を記載する。
- 法人は、特記事項として、特色ある取り組みや法人運営を円滑に進めるための工夫などを自由に記載することができる。

評価区分	判 断 基 準
S	計画を大幅に上回って達成した
A	計画を上回って達成した
B	概ね計画どおり達成した
C	計画を下回った
D	計画を大幅に下回った

※ 評価理由等を明瞭簡潔な記述により記載する。

(3) 佐世保市による小項目評価（S～Dの5段階評価）

- 佐世保市は、法人が提出する年度評価などの業務実績評価報告書を通じて、下表により5段階評価する。
- S～Dの評価を点数化（5～1点）し、小項目を評価する。
- 数値目標の設定が困難な項目で、佐世保市による評価者評価と法人の自己評価が異なる場合は、その評価の判断理由等を示す。

評価区分	評価点数	判 断 結 果
S	5	計画を大幅に上回って達成した
A	4	計画を上回って達成した
B	3	概ね計画どおり達成した
C	2	計画を下回った
D	1	計画を大幅に下回った

(4) 佐世保市による大項目評価（S～Dの5段階評価）

- ・ 佐世保市は、(3)で行った小項目評価（点数化）を集計し、平均点を算出したうえで、下表により5段階評価する。
- ・ S～Dの評価を点数化（5～1点）し、大項目を評価する。
- ・ その他、必要に応じて、特記事項があればコメントを付す。

評価区分	評価点数	判 断 基 準	評 価 結 果
S	5	小項目評価の 平均点が5.0以上	計画を大幅に上回って達成した
A	4	小項目評価の 平均点が4.0～4.9	計画を上回って達成した
B	3	小項目評価の 平均点が3.0～3.9	概ね計画どおり達成した
C	2	小項目評価の 平均点が2.0～2.9	計画を下回った
D	1	小項目評価の 平均点が2.0未満	計画を大幅に下回った

※ 平均点は小数点以下第2位を四捨五入

(5) 佐世保市による全体評価

- ・ 佐世保市は、(4)で行った大項目評価（点数化）を集計し、平均点を算出したうえで、下表により5段階評価する。
- ・ その他、必要に応じて、特記事項があればコメントを付す。

評価区分	判 断 基 準	評 価 結 果
S	大項目評価の 平均点が5.0	計画を大幅に上回って達成した
A	大項目評価の 平均点が4.0～4.9	計画を上回って達成した
B	大項目評価の 平均点が3.0～3.9	概ね計画どおり達成した
C	大項目評価の 平均点が2.0～2.9	計画を下回った
D	大項目評価の 平均点が2.0未満	計画を大幅に下回った

※ 平均点は小数点以下第2位を四捨五入

(6) 留意点

評価にあたっては特に次の事項に留意するものとする。

- ① 評価にあたっては、佐世保市は法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求めることができる。
- ② 法人の自己評価並びに佐世保市の評価者評価の対象は、法第25条第2項第2号から第5号に規定のある、中期目標に定める項目に相對する中期計画に定める項目とし、それ以外の項目については、実績の報告のみを行うものとする。
- ③ 法人の自己評価並びに佐世保市の評価者評価は、原則、年度計画又は中期計画の小項目ごとの数値目標に対する実績に基づき、定量評価にて実施するものとする。
ただし、数値目標の設定が困難な場合は、定性評価にて実施するものとする。
- ④ 評価にあたっては、特に数値目標の設定が無い項目において、佐世保市は必要に応じて期間を設けてヒアリング等を行うなど、適切な評価実施に努める。
- ⑤ 法人は、PDCAサイクルを十分に機能させるため、当該評価を通して抽出した課題や改善策を次年度計画や次期中期計画の内容に反映させるものとする。
- ⑥ ②に加え、評価に影響を及ぼした要因、環境の変化等についても特記する。
- ⑦ 小項目の区分ごとに評価した点数化は「(×1) 標準」を基本とするが、医療サービスの向上や高度医療・政策医療の提供、業務運営や財務内容の改善など、佐世保市が法人と協議しながら中期目標の達成のために重要な取組みと認める項目については、点数化の際は「(×2) 重要」として加重することができる。
- ⑧ 財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考にする。

7 評価委員会の意見

上記の評価にあたっては、法第28条第4項及び条例第2条第2号に基づき、評価委員会の意見を聴くものとする。

(1) 評価委員会関与の考え方

評価委員会は、法及び条例に基づき佐世保市が行う法人の各実績評価に対して意見を述べるものとする。なお、評価の最終判断は佐世保市が行うが、原則として評価委員会の意見を尊重するものとする。

(2) 意見の聴取とその事務処理手順

評価委員会の意見は、意見書により委員長から市長に提出するものとし、上記(1)の考え方にに基づき、必要に応じて佐世保市が行う評価に反映させるものとする。

【手順】

- ① 評価委員会での意見のとりまとめ
- ② 評価委員会委員長から佐世保市長あてに意見書の提出
- ③ ②を受けて、その意見の反映について佐世保市が検討
- ④ 評価の確定

以 上

(別紙)

実績が低い方が良いとされている項目の達成状況算定について

数値目標を設定した項目において、実績が低い方が良いとされているものについては、下記算定方法で算出した結果により、「佐世保市地方独立行政法人の業務実績に関する評価実施要領」の6評価の具体的方法－(1)法人による数値目標を設定した項目評価(定量評価)を適用すること。

【算定方法】

$$\frac{\text{目標値} - (\text{実績値} - \text{目標値})}{\text{目標値}} \times 100$$

= ●●.●% ←..... この数値にて評価

【算定方法(例)】

項目名：平均在院日数(日)

目標値：12.0日 実績値：11.5日(実績が低い方が良い)

$$\frac{12.0 - (11.5 - 12.0)}{12.0} \times 100$$

= 104.2% ←..... 評価点数4(目標値の100%以上120%未満)

以 上